



県 章

滋賀県公報

平成 23 年（2011 年）
3 月 25 日
第 3373 号
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 規 則	
※滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）	1
○ 告 示	
滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により指定する区域（循環社会推進課）	4
道路区域の変更（道路課）	7
道路の供用開始（道路課）	9
土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	10
土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	13
○ 公 告	
大規模小売店舗の新設の届出の公告（商業振興課）	17
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（東近江）	17
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（東近江）	18
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（東近江）	18
○ 教育委員会教育長告示	
地方自治法に基づく指定管理者の指定（スポーツ健康課）	18
○ 病院事業庁公告	
平成22年度賀県医師採用選考実施公告	19

規 則

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則第11号

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則(昭和35年滋賀県規則第20号)の一部を次のように改正する。
第20条に次の 1 項を加える。

- 2 条例第37条の規定により指定管理者に同条に規定する管理業務を行わせる場合における前項の規定の適用については、同項中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第20条の 2 を次のように改める。

（指定の申請）

第20条の 2 条例第38条第 1 項の規定による申請は、氏名、住所その他知事が定める事項を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して知事に提出することにより行うものとする。

- (1) 定款その他これに準ずるもの
- (2) 法人の登記事項証明書（法人である場合に限る。）
- (3) 指定を受けようとする期間における県営住宅および共同施設の管理に関する事業計画書および収支予算書
- (4) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずるもの
- (5) 団体の概要を記載した書類
- (6) 役員名簿

(7) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第21条中「第38条」を「第41条」に改める。

別記様式第 1 号中「あて先」を「宛先」に改める。

別記様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号（第 2 条、第 7 条、第 10 条関係）

収 入 申 告 書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

公営住宅法第 16 条第 1 項および第 28 条第 2 項の規定に
基づき 年 月 日から 年 月 日までの
の収入を下記のとおり申告いたします。

住 所 _____
氏 名 _____ (印)

記

続柄	氏 名	年齢	勤 務 先（営業所）	所得の 種類	年間収入 金額	※所得控除 後の金額	備 考
			（電話 ）		円	円	
			（電話 ）				
			（電話 ）				
	合 計						

注 1 ※欄は、記入しないでください。

2 続柄、氏名および年齢の欄は、入居予定者全員について記入してください。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第 2 号の 2、別記様式第 4 号から別記様式第 5 号の 3 まで、別記様式第 5 号の 5 から別記様式第 6 号まで、別記様式第 7 号、別記様式第 8 号の 2、別記様式第 9 号から別記様式第 12 号まで、別記様式第 14 号の 3 から別記様式第 15 号まで、別記様式第 17 号および別記様式第 18 号中「あて先」を「宛先」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 20 条に 1 項を加える改正規定ならびに第 20 条の 2 および第 21 条の改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第 138 号

滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則（平成 8 年滋賀県規則第 52 号）第 5 条第 1 項の規定により、下水道の供用開始が確実に見込まれる区域を次のとおり指定し、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

平成 22 年滋賀県告示第 207 号（滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により指定する区域）は、廃止する。

平成 23 年 3 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

市 町	区 域
大 津 市	小野、和邇中、和邇今宿、和邇南浜、和邇中浜、和邇北浜、和邇高城、栗原、南船路、八屋戸、木戸、荒川、大物、南比良、北比良、南小松、北小松、伊香立途中町、伊香立上龍華町、伊香立下龍華町、伊香立上在地町、伊香立北在地町、伊香立生津町、伊香立向在地町、伊香立南庄町、真野佐川町、真野大野一丁目、真野大野二丁目、真野普門一丁目、真野普門二丁目、真野普門三丁目、真野家田町、真野谷口町、真野一丁目、真野二丁目、真野三丁目、真野四丁目、真野五丁目、真野六丁目、今堅田一丁目、今堅田二丁目、今堅田三丁目、本堅田一丁目、本堅田二丁目、本堅田三丁目、本堅田四丁目、本堅田五丁目、堅田一丁目、衣川一丁目、衣川二丁目、衣川三丁目、仰木二丁目、仰木三丁目、仰木四丁目、仰木五丁目、仰木六丁目、仰木七丁目、仰木の里東八丁目、雄琴一丁目、雄琴二丁目、雄琴三丁目、雄琴四丁目、雄琴五丁目、雄琴六丁目、苗鹿一丁目、苗鹿二丁目、苗鹿三丁目、千野一丁目、千野二丁目、千野三丁目、坂本一丁目、坂本二丁目、坂本三丁目、坂本四丁目、坂本五丁目、坂本六丁目、坂本七丁目、坂本八丁目、木の岡町、比叡辻一丁目、比叡辻二丁目、下阪本一丁目、下阪本二丁目、下阪本三丁目、下阪本四丁目、下阪本五丁目、下阪本六丁目、穴太一丁目、穴太二丁目、穴太三丁目、唐崎一丁目、唐崎二丁目、唐崎三丁目、唐崎四丁目、弥生町、蓮池町、あかね町、見世一丁目、見世二丁目、際川一丁目、際川二丁目、際川三丁目、際川四丁目、滋賀里一丁目、滋賀里二丁目、滋賀里三丁目、滋賀里四丁目、高砂町、神宮町、南志賀一丁目、南志賀二丁目、南志賀三丁目、南志賀四丁目、鏡が浜、勸学一丁目、勸学二丁目、柳川一丁目、柳川二丁目、松山町、柳が崎、錦織町、山中町、比叡平一丁目、比叡平二丁目、比叡平三丁目、藤尾奥町、稲葉台、茶戸町、横木一丁目、横木二丁目、追分町、大谷町、小関町、山上町、園城寺町、神出開町、逢坂一丁目、逢坂二丁目、鶴の里、膳所上別保町、膳所平尾町、膳所池の内町、若葉台、国分二丁目、北大路三丁目、赤尾町、石山寺一丁目、石山寺辺町、南郷三丁目、南郷四丁目、南郷五丁目、南郷六丁目、石山南郷町、千町三丁目、千町四丁目、大石東一丁目、大石東二丁目、大石東三丁目、大石東四丁目、大石東五丁目、大石東六丁目、大石東七丁目、大石中一丁目、大石中二丁目、大石中三丁目、大石中四丁目、大石中五丁目、大石中六丁目、大石中七丁目、大石淀一丁目、大石淀二丁目、大石淀三丁目、大石龍門一丁目、大石龍門二丁目、大石龍門三丁目、大石龍門四丁目、大石龍門五丁目、大石龍門六丁目、稲津一丁目、稲津二丁目、稲津三丁目、稲津四丁目、黒津一丁目、黒津二丁目、黒津三丁目、太子一丁目、太子二丁目、石居一丁目、石居三丁目、関津一丁目、関津二丁目、関津三丁目、関津四丁目、関津五丁目、関津六丁目、里一丁目、里二丁目、里四丁目、里五丁目、里六丁目、里七丁目、枝一丁目、枝二丁目、枝三丁目、枝四丁目、森一丁目、森二丁目、森三丁目、羽栗一丁目、羽栗二丁目、羽栗三丁目、

	堂一丁目、堂二丁目、上田上堂町、中野一丁目、中野二丁目、中野三丁目、上田上中野町、平野一丁目、平野二丁目、平野三丁目、上田上平野町、牧一丁目、牧二丁目、牧三丁目、上田上牧町、芝原一丁目、芝原二丁目、上田上芝原町、新免一丁目、新免二丁目、上田上新免町、大將軍一丁目、大將軍二丁目、大將軍三丁目、大萱四丁目、大萱五丁目、大萱六丁目、大萱七丁目、瀬田南大萱町、月輪一丁目、月輪二丁目、月輪三丁目、月輪四丁目、月輪五丁目、瀬田月輪町、栗林町、一里山六丁目、一里山七丁目、大江一丁目、大江二丁目、大江三丁目、大江四丁目、大江五丁目、大江六丁目、大江七丁目、大江八丁目、瀬田大江町、神領二丁目、神領三丁目、神領四丁目、神領五丁目、瀬田神領町、瀬田一丁目、瀬田二丁目、瀬田三丁目、瀬田四丁目、瀬田五丁目、瀬田六丁目、野郷原一丁目および野郷原二丁目の各一部
彦 根 市	安清東町の全部 後三条町、立花町、中央町、錦町、銀座町、本町一丁目、戸賀町、野瀬町、平田町、長曾根南町、小泉町、西今町、中藪町、長曾根町、芹町、山之脇町、岡町、和田町、宇尾町、竹ヶ鼻町、里根町、松原町、古沢町、外町、幸町、安清町、芹川町、宮田町、原町、東沼波町、西沼波町、大堀町、地蔵町、開出今町、甘呂町、八坂町、須越町、三津屋町、日夏町、大藪町、小野町、佐和山町、鳥居本町、南川瀬町、野口町、出町、川瀬馬場町、極楽寺町、森堂町、辻堂町、蓮台寺町、金剛寺町、広野町、堀町、犬方町、清崎町、賀田山町、楡町、千尋町、太堂町、安食中町、高宮町、三津町、金沢町、稲部町、肥田町、海瀬町、野良田町、稲枝町、彦富町、金田町、出路町、石寺町、下岡部町、田原町、上岡部町、上西川町、甲崎町および下西川町の各一部
長 浜 市	西大井町、桜町、柿の木、長田町および新旭町の各全部 宮前町、末広町、南高田町、三和町、八幡東町、平方町、大辰巳町、室町、永久寺町、大戌亥町、下坂中町、寺田町、田村町、高橋町、宮司町、小堀町、南小足町、新栄町、加納町、榎木町、南田附町、七条町、川崎町、山階町、口分田町、新庄寺町、新庄中町、新庄馬場町、森町、相撲町、列見町、十里町、神照町、八幡中山町、祇園町、保田町、小沢町、下之郷町、泉町、春近町、東上坂町、西上坂町、千草町、今町、大東町、今川町、垣籠町、保多町、堀部町、石田町、加田町、内保町、大路町、三田町、大依町、八島町、平塚町、尊勝寺町、山ノ前町、西野町、尊野町、湯次町、高畑町、力丸町、野田町、上野町、小室町、黒部町、竜安寺町、池奥町、瓜生町、田川町、須賀谷町、北ノ郷町、東野町、小野寺町、醍醐町、徳山町、飯山町、当目町、大門町、乗倉町、西主計町、東主計町、南郷町、今莊町、佐野町、南池町、北池町、法楽寺町、野村町、野瀬町、草野町、高山町、寺師町、西村町、太田町、郷野町、鍛冶屋町、岡谷町、細江町、曾根町、難波町、川道町、唐国町、月ヶ瀬町、大寺町、中野町、三川町、宮部町、大井町、酢、五村、田町、湖北町河毛、湖北町留目、湖北町小今、湖北町馬渡、湖北町大安寺、湖北町南速水、湖北町小倉、湖北高田町、湖北町速水、湖北町八日市、湖北町青名、湖北町猫口、湖北町沢、湖北今町、高月町井口、高月町持寺、高月町洞戸、高月町尾山、高月町保延寺、高月町雨森、高月町柏原、高月町渡岸寺、高月町落川、高月町森本、高月町高月、高月町宇根、高月町東阿閉、高月町東柳野、高月町柳野中、高月町西柳野、高月町重則、高月町松尾、高月町西野、高月町熊野、高月町片山、高月町西阿閉、高月町東高田、高月町布施、高月町唐川、高月町横山、高月町東物部、高月町西物部、高月町磯野、木之本町川合、木之本町古橋、木之本町石道、木之本町小山、木之本町木之本、木之本町廣瀬、木之本町黒田、木之本町田部、木之本町千田、木之本町大音、木之本町西山、木之本町田居、木之本町北布施および木之本町赤尾の各一部
近江八幡市	篠原町一丁目、篠原町二丁目および篠原町三丁目、南本郷町一丁目、南本郷町二丁目および南本郷町三丁目の各全部 杉森町、西生来町、西庄町、上田町、野村町、長光寺町、安土町小中、安土町上豊浦、安土町下豊浦、安土町西老蘇、安土町香庄、安土町中屋、安土町上出、安土町慈恩寺、安土町東老蘇、安土町内野、安土町宮津、安土町桑実寺、安土町常楽寺および安土町石寺の各一部
草 津 市	下物町、芦浦町、長束町、上寺町、新堂町、駒井沢町、集町、川原町、川原四丁目、上笠一丁目、下笠町、北山田町、山田町、南山田町、木川町、御倉町、草津町、西矢倉一丁目、西矢倉二丁目、西矢倉三丁目、橋岡町、矢橋町、新浜町、南笠町、追分町、青地町、岡本町、山寺町、馬場町、片岡町、上笠町、野路七丁目、野路八丁目、野路東一丁目、野路東二丁目、野路町、

	笠山七丁目および笠山八丁目の各一部
守 山 市	岡町、立入町、小島町および水保町の各一部
栗 東 市	下戸山、岡、目川、安養寺、伊勢落、林、六地藏、小野、大橋三丁目、出庭、辻、高野、御園、上砥山、蜂屋、霊仙寺四丁目、霊仙寺五丁目、北中小路、十里、荒張、井上、東坂および観音寺の各一部
甲 賀 市	水口町春日、水口町下山、水口町伴中山、水口町山、水口町泉、水口町酒人、水口町植、水口町宇田、水口町北脇、水口町虫生野、水口町貴生川、水口町北内貴、水口町宇川、水口町三大寺、水口町牛飼、水口町名坂、水口町松尾、水口町新城、水口町秋葉、水口町朝日が丘、水口町古城が丘、水口町水口、土山町南土山、土山町北土山、土山町平子、土山町瀬ノ音、土山町青土、土山町野上野、土山町頼宮、土山町前野、土山町市場、土山町徳原、土山町大野、甲賀原市場、甲賀町高野、甲賀町油日、甲賀町上野、甲賀町田堵野、甲賀町滝、甲賀町毛枚、甲賀町隠岐、甲南町寺庄、甲南町葛木、甲南町深川、甲南町森尻、甲南町宝木、甲南町池田、甲南町竜法師、甲南町野尻、甲南町野田、甲南町杉谷、甲南町新治、甲南町塩野、甲南町市原、甲南町柑子、甲南町希望ヶ丘、甲南町希望ヶ丘本町、信楽町黄瀬、信楽町牧および信楽町勅旨の各一部
野 洲 市	小比江、西河原、菖蒲、野洲、行畑、小篠原、市三宅、久野部、三上、妙光寺、南桜、上屋、富波甲、富波乙、大篠原および高木の各一部
湖 南 市	石部北二丁目の全部 柑子袋、平松、針、夏見、吉永、三雲、岩根、朝国、菩提寺、正福寺、下田、大池町、高松町、中央三丁目、石部北一丁目、石部北三丁目、石部北五丁目、石部西二丁目、石部口三丁目、石部口四丁目、石部緑台二丁目および東寺一丁目の各一部
高 島 市	マキノ町高木浜二丁目、今津町住吉一丁目、今津町住吉二丁目、今津町中沼一丁目、今津町中沼二丁目、今津町名小路一丁目、今津町名小路二丁目、今津町松陽台一丁目、今津町舟橋一丁目、今津町舟橋二丁目、今津町桜町一丁目、今津町桜町二丁目、今津町大供大門一丁目、今津町大供大門二丁目、安曇川町中央一丁目、安曇川町中央二丁目、安曇川町中央三丁目、安曇川町中央四丁目、安曇川町末広一丁目、安曇川町末広二丁目、安曇川町末広三丁目、安曇川町末広四丁目、城山台一丁目、城山台二丁目、鴨川平一丁目、鴨川平二丁目、鴨川平三丁目、新旭町熊野本一丁目、新旭町熊野本二丁目、新旭町旭一丁目、新旭町旭二丁目、新旭町北畑一丁目、新旭町北畑二丁目、新旭町北畑三丁目、新旭町安井川一丁目、新旭町安井川二丁目、新旭町新庄一丁目および新旭町新庄二丁目の各全部 マキノ町高木浜一丁目、マキノ町海津、マキノ町西浜、マキノ町下開田、マキノ町寺久保、マキノ町蛭口、マキノ町知内、マキノ町新保、マキノ町中庄、マキノ町大沼、今津町桂、今津町日置前、今津町福岡、今津町北仰、今津町浜分、今津町南新保、今津町今津、今津町弘川、今津町大供、今津町下弘部、今津町松陽台二丁目、朽木市場、朽木野尻、朽木岩瀬、安曇川町青柳、安曇川町上小川、安曇川町下小川、安曇川町北船木、安曇川町南船木、安曇川町川島、安曇川町四津川、安曇川町南古賀、安曇川町常磐木、安曇川町田中、安曇川町西万木、安曇川町三尾里、安曇川町五番領、安曇川町横江、安曇川町横江浜、勝野、永田、鴨、音羽、拝戸、宮野、野田、武曾横山、鶴川、新旭町新庄、新旭町安井川、新旭町北畑、新旭町藁園、新旭町太田、新旭町饗庭、新旭町熊野本、新旭町旭、新旭町針江および新旭町深溝の各一部
東 近 江 市	上平木町、平田町、柏木町、上羽田町、市辺町、糠塚町、三津屋町、野口町、布施町、蛇溝町、布引台一丁目、布引台二丁目、瓜生津町、土器町、大森町、上大森町、尻無町、下二俣町、柴原南町、芝原町、寺町、岡田町、御園町、林田町、五智町、中小路町、妙法寺町、神田町、野村町、外町、川合寺町、札の辻一丁目、札の辻二丁目、建部日吉町、建部瓦屋寺町、建部下野町、建部上中町、建部北町、建部堺町、建部南町、栄町、東中野町、西中野町、昭和町、中野町、今崎町、東今崎町、今堀町、小今町、小脇町、八日市松尾町、八日市浜野町、八日市東浜町、八日市本町、八日市町、八日市上之町、八日市清水一丁目、八日市清水二丁目、八日市清水三丁目、八日市金屋一丁目、八日市金屋二丁目、八日市金屋三丁目、八日市野々宮町、八日市東本町、八日市緑町、聖徳町、青葉町、幸町、ひばり丘町、春日町、聖和町、沖野一丁目、沖野二丁目、沖野三丁目、沖野四丁目、沖野五丁目、東沖野一丁目、東沖野二丁目、東沖野三丁目、東沖野四丁目、東沖野五丁目、五個荘山本町、五個荘新堂町、五個荘三俣町、五個荘北

	町屋町、五個荘石塚町、五個荘清水鼻町、五個荘金堂町、五個荘石川町、五個荘塚本町、五個荘川並町、五個荘日吉町、宮荘町、五個荘五位田町、五個荘竜田町、五個荘小幡町、五個荘中町、五個荘築瀬町、五個荘和田町、五個荘河曲町、長勝寺町、神郷町、佐生町、佐野町、種町、今町、垣見町、猪子町、林町、能登川町、北須田町、南須田町、伊庭町、山路町、鉢光寺、小川町、乙女浜町、きぬがさ町、鋳物師町、蒲生岡本町、上麻生町、下麻生町、大塚町、田井町、蒲生大森町、鈴町、蒲生堂町、宮川町、外原町、宮井町、葛巻町、横山町、合戸町、上南町、市子殿町、市子沖町、市子松井町、市子川原町、綺田町、蒲生寺町、桜川東町、桜川西町、川合町および木村町の各一部
米 原 市	長久寺、柏原、須川、大野木、志賀谷、北方、大鹿、堂谷、本郷、長岡、万願寺、西山、加勢野、市場、井之口、野一色、小田、間田、天満、本市場、池下、坂口、村居田、伊吹、上野、弥高、春照、高番、杉澤、村木、大清水、朝妻筑摩、磯、入江、梅ヶ原、米原、米原西、梅ヶ原栄、上多良、下多良、下多良一丁目、下多良二丁目、下多良三丁目、中多良、中多良一丁目、中多良二丁目、三吉、樋口、河南、西坂、番場、醒井、枝折、一色、下丹生、上丹生、世継、宇賀野、飯、箕浦、新庄、顔戸、日光寺、長沢、能登瀬、寺倉、西円寺、岩脇、多和田、高溝および舟崎の各一部
日 野 町	村井一丁目、村井二丁目、村井三丁目、中道一丁目、中道二丁目、河原一丁目、河原二丁目、松尾一丁目、松尾二丁目、松尾三丁目、松尾四丁目、松尾五丁目、大窪の各全部 大字村井、大字小井口、大字寺尻、大字木津、大字日田、大字大窪、大字河原、大字松尾、大字上野田、いせの、大字大谷、大字西大路、大字仁本木、大字音羽、大字北畑、大字三十坪、大字内池、大字猫田、大字十禅師、大字里口、大字山本、大字小御門、大字小谷、大字石原、大字増田、大字豊田、大字中山、大字野出、大字蓮花寺、大字中在寺、大字別所、大字北脇および大字奥之池の各一部
竜 王 町	大字鏡、大字須恵、大字小口、大字弓削、大字岩井、大字山之上、大字岡屋、大字山中および大字薬師の各一部
愛 荘 町	上蚊野、松尾寺、斧磨、岩倉、蚊野、軽野、安孫子、東出、竹原、常安寺、円城寺、西出、深草、目加田、蚊野外、香之庄、元持、沖、宮後、北八木、下八木、島川、長塚、栗田、南野々目、野々目、矢守、畑田、平居、苅間、東円堂、豊満、愛知川、中宿、沓掛、市、川久保、石橋、長野、川原および山川原の各一部
甲 良 町	大字在士、大字下之郷、大字尼子、大字呉竹、大字小川原、大字北落、大字金屋、大字正楽寺、大字池寺、大字長寺東、大字長寺西、大字法養寺および大字横関の各一部
多 賀 町	大字多賀、大字四手、大字大岡、大字八重練、大字栗栖、大字一円、大字木曽、大字久徳、大字月之木、大字中川原、大字土田、大字敏満寺、大字猿木、大字富之尾、大字檜崎、大字川相、大字藤瀬および大字一ノ瀬の各一部

- 注 1 区域は、区域図表示のとおりとする。
- 2 区域図は、省略し、滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課、各土木事務所ならびに各市役所および各町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。
- 3 各市役所および各町役場にあっては、当該市町の区域に係る区域図を縦覧に供する。

滋賀県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成23年 3 月25日から平成23年 4 月 8 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月25日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
				最小		道路改良工事

国道	421号	東近江市政所町字ヲモゴ谷 5 番 1 地先から	変更後	19.5m ゝ 最大 19.5m	102.1m	(設計変更)に伴う道路区域の変更
		東近江市政所町字ヲモゴ谷 8 番 1 地先まで	変更前	最小 22.1m ゝ 最大 30.1m	102.1m	
		東近江市黄和田町字廻り道17番 1 地先から 東近江市黄和田町字廻り道17番 1 地先まで	変更後	最小 21.7m ゝ 最大 33.1m	27.1m	
			変更前	最小 19.5m ゝ 最大 19.5m	27.1m	
			変更後	最小 19.5m ゝ 最大 19.5m	27.1m	
			変更前	最小 21.7m ゝ 最大 33.1m	27.1m	
		東近江市黄和田町字ロヶ畑59番 1 地先から	変更後	最小 44.0m ゝ 最大 65.6m	14.3m	道路改良工事 (現道拡幅) 完成に伴う道路区域の変更
		東近江市黄和田町字ロヶ畑63番 1 地先まで	変更前	最小 42.5m ゝ 最大 63.0m	14.3m	
		東近江市黄和田町字カセダ138番 1 地先から	変更後	最小 47.4m ゝ 最大 54.4m	42.6m	
		東近江市黄和田町字カセダ133番 1 地先まで	変更前	最小 23.4m ゝ 最大 36.0m	42.6m	
				最小		

県道	欲賀守山甲線	守山市三宅町字新堂688番6地先から	変更後	14.4m ゝ 最大 25.4m	65.0m	(現道拡幅) に伴う道路区 域の変更
		守山市三宅町字新堂714番2地先まで	変更前	最小 12.0m ゝ 最大 25.4m	65.0m	
	泉日野線	蒲生郡日野町大字三十坪字番場1998番1地先から	変更後	最小 13.0m ゝ 最大 25.0m	171.0m	道路改良工事 (現道拡幅) 完成に伴う道 路区域の変更 (重用) 国道477号 L=133.0m 土山蒲生近江 八幡線 L=133.0m
		蒲生郡日野町大字三十坪字番場1828番1地先まで	変更前	最小 11.5m ゝ 最大 13.0m	171.0m	

滋賀県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成23年3月25日から平成23年4月8日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月25日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
国道421号	東近江市政所町字金地谷5番地先から 東近江市黄和田町字水木野16番1地先まで	平成23. 3. 26 午後3時	L=2,612.4m
	東近江市黄和田町字五井谷35番1地先から 東近江市黄和田町字ロヶ畑63番1地先まで	平成23. 3. 26	L=516.2m
	東近江市黄和田町字カセダ168番4地先から 東近江市黄和田町字不老堂116番1地先まで	平成23. 3. 26	L=989.3m
	東近江市黄和田町字不老堂109番1地先から 東近江市紅葉尾町字中野80番1地先まで	平成23. 3. 26	L=93.5m
国道477号	蒲生郡日野町大字三十坪字野辺1762番1地先から 蒲生郡日野町大字三十坪字欠田1955番地先まで	平成23. 3. 25	L=133.0m
県道土山蒲生近江八幡線	蒲生郡日野町大字三十坪字野辺1762番1地先から 蒲生郡日野町大字三十坪字欠田1955番地先まで	平成23. 3. 25	L=133.0m
県道泉日野線	蒲生郡日野町大字三十坪字番場1998番1地先から 蒲生郡日野町大字三十坪字番場1828番1地先まで	平成23. 3. 25	L=171.0m

滋賀県告示第141号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年3月25日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高橋川支流01（1201034）	大津市千野三丁目、坂本本町	次の図のとおり	土石流
高橋川支流02（1201035）	大津市坂本本町、千野三丁目、坂本八丁目	次の図のとおり	土石流
高橋川01（1201036）	大津市坂本八丁目、千野三丁目、坂本本町	次の図のとおり	土石流
足洗川（1201037）	大津市坂本五丁目、坂本六丁目、坂本八丁目	次の図のとおり	土石流
袋谷川（1201038）	大津市坂本五丁目	次の図のとおり	土石流
袋谷川支流（1201039）	大津市坂本五丁目、坂本本町	次の図のとおり	土石流
小谷川（1201040）	大津市坂本五丁目、坂本本町	次の図のとおり	土石流
大宮川（1201041）	大津市坂本五丁目、坂本本町	次の図のとおり	土石流
藤ノ木川（1201042）	大津市坂本四丁目、坂本本町	次の図のとおり	土石流
藤ノ木川支流01（1201043）	大津市坂本一丁目、坂本四丁目、坂本本町	次の図のとおり	土石流
藤ノ木川支流03（1201045）	大津市坂本一丁目、坂本二丁目、坂本本町	次の図のとおり	土石流
東南寺川支流01（1201047）	大津市坂本一丁目、坂本二丁目、坂本本町	次の図のとおり	土石流
東南寺川支流02（1201048）	大津市坂本一丁目、坂本二丁目、坂本本町	次の図のとおり	土石流
東南寺川支流03（1201049）	大津市坂本一丁目、坂本二丁目、坂本本町	次の図のとおり	土石流
大正寺川支流（1201349）	大津市坂本本町、千野三丁目	次の図のとおり	土石流
大宮川支流（1201350）	大津市坂本五丁目、坂本本町	次の図のとおり	土石流
藤ノ木川支流02（1201351）	大津市坂本本町、坂本一丁目、坂本四丁目	次の図のとおり	土石流
高橋川03（2201314）	大津市坂本八丁目、坂本本町、千野三丁目	次の図のとおり	土石流
高橋川02（3201400）	大津市千野三丁目、坂本八丁目、坂本本町	次の図のとおり	土石流
坂本07（Ⅰ－1773）	大津市坂本八丁目、坂本本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本08（Ⅰ－1774）	大津市坂本八丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本26（Ⅰ－1780）	大津市坂本四丁目、坂本一丁目、坂本本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本30（Ⅰ－1782）	大津市坂本一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本02（Ⅰ－1983）	大津市坂本本町、千野三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本01（Ⅰ－1984）	大津市坂本本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本03（Ⅰ－1985）	大津市坂本本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本11（Ⅰ－1986）	大津市坂本八丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本09（Ⅰ－1987）	大津市坂本五丁目、坂本八丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本10（Ⅰ－1988）	大津市坂本五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

坂本18（Ⅰ－1989）	大津市坂本五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本19（Ⅰ－1990）	大津市坂本四丁目、坂本五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本20（Ⅰ－1991）	大津市坂本四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本25（Ⅰ－1993）	大津市坂本四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本04（Ⅱ－1098）	大津市坂本本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本05（Ⅱ－1099）	大津市坂本八丁目、坂本本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本15（Ⅱ－1105）	大津市坂本五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本17（Ⅱ－1106）	大津市坂本五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本28（Ⅱ－1107）	大津市坂本一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本31（Ⅱ－1108）	大津市坂本一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本32（Ⅱ－1109）	大津市坂本一丁目、坂本本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本27（Ⅱ－1979）	大津市坂本一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本33（Ⅱ－1981）	大津市坂本一丁目、坂本本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本06（Ⅲ－1318）	大津市坂本八丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本12（Ⅲ－1319）	大津市坂本六丁目、坂本八丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本13（Ⅲ－1320）	大津市坂本七丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本14（Ⅲ－1321）	大津市坂本五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本16（Ⅲ－1322）	大津市坂本五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本23（Ⅲ－1323）	大津市坂本本町、坂本四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本24（Ⅲ－1324）	大津市坂本四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本29（Ⅲ－1325）	大津市坂本一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仰木の里②（Ⅰ－1767）	大津市仰木の里五丁目、仰木六丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仰木－28（Ⅱ－1973）	大津市仰木三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北大路（Ⅰ－1853）	大津市北大路三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苗鹿－7（Ⅰ－1978）	大津市苗鹿二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および大津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第142号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年 3 月25日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芹川支流（2202029）	彦根市男鬼町	次の図のとおり	土石流
芹川支流（2202030）	彦根市男鬼町	次の図のとおり	土石流
芹川支流（3202057）	彦根市男鬼町	次の図のとおり	土石流
中山川支流（1202010）	彦根市中山町	次の図のとおり	土石流
中山川支流（1202090）	彦根市中山町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および湖東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第143号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年 3 月25日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区域の表示	土砂災害の発生原因
-----------	-------------	-------	-----------

			となる自然現象の種類
小中（Ⅰ－4831）	近江八幡市安土町小中、上出、中屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および東近江土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第144号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年 3 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
鹿ヶ瀬⑤（Ⅰ－8560）	高島市鹿ヶ瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高島④（Ⅰ－8561）	高島市高島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高島⑤（Ⅰ－8562）	高島市高島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒谷①（Ⅰ－8563）	高島市黒谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒谷②（Ⅰ－8564）	高島市黒谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒谷③（Ⅰ－8565）	高島市黒谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒谷④（Ⅰ－8566）	高島市黒谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および高島土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第145号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年 3 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
和南川支流（1401035）	東近江市和南町	次の図のとおり	土石流
宮川①（Ⅱ－4710）	東近江市宮川町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および東近江土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第146号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年 3 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
団子殿川（1463001）	米原市梅ヶ原	次の図のとおり	土石流
国町川（1463002）	米原市梅ヶ原	次の図のとおり	土石流
梅ヶ原①（Ⅰ－6032）	米原市梅ヶ原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅ヶ原②（Ⅰ－6033）	米原市梅ヶ原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および長浜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第147号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に

より、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年 3 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
佐久良川支流（2383036）	蒲生郡日野町杣	次の図のとおり	土石流
中在寺（Ⅱ－4772）	蒲生郡日野町中在寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および東近江土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第148号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年 3 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
松尾寺（Ⅰ－5742）	愛知郡愛荘町大字松尾寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および湖東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第149号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年 3 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
池寺（Ⅰ－5746）	犬上郡甲良町大字池寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および湖東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第150号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年 3 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事 項
高橋川支流01（1201034）	大津市千野三丁目、坂本本町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
高橋川支流02（1201035）	大津市坂本本町、千野三丁目、坂本八丁目	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
高橋川01（1201036）	大津市坂本八丁目、千野三丁目、坂本本町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
袋谷川（1201038）	大津市坂本五丁目	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
袋谷川支流（1201039）	大津市坂本五丁目、坂本本町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

小谷川（1201040）	大津市坂本五丁目、坂本本町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大宮川（1201041）	大津市坂本本町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
藤ノ木川支流03（1201045）	大津市坂本一丁目、坂本二丁目、坂本本町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
東南寺川支流01（1201047）	大津市坂本一丁目、坂本二丁目、坂本本町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
東南寺川支流02（1201048）	大津市坂本一丁目、坂本二丁目、坂本本町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
東南寺川支流03（1201049）	大津市坂本一丁目、坂本二丁目、坂本本町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大正寺川支流（1201349）	大津市坂本本町、千野三丁目	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大宮川支流（1201350）	大津市坂本五丁目、坂本本町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
藤ノ木川支流02（1201351）	大津市坂本本町、坂本一丁目、坂本四丁目	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
高橋川03（2201314）	大津市坂本八丁目、坂本本町、千野三丁目	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
高橋川02（3201400）	大津市千野三丁目、坂本八丁目、坂本本町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
坂本07（Ⅰ－1773）	大津市坂本八丁目、坂本本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本08（Ⅰ－1774）	大津市坂本八丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本26（Ⅰ－1780）	大津市坂本四丁目、坂本一丁目、坂本本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本30（Ⅰ－1782）	大津市坂本一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本02（Ⅰ－1983）	大津市坂本本町、千野三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本01（Ⅰ－1984）	大津市坂本本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本03（Ⅰ－1985）	大津市坂本本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本18（Ⅰ－1989）	大津市坂本五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本19（Ⅰ－1990）	大津市坂本四丁目、坂本五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本20（Ⅰ－1991）	大津市坂本四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本25（Ⅰ－1993）	大津市坂本四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本04（Ⅱ－1098）	大津市坂本本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本05（Ⅱ－1099）	大津市坂本八丁目、坂本本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本15（Ⅱ－1105）	大津市坂本五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本17（Ⅱ－1106）	大津市坂本五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本28（Ⅱ－1107）	大津市坂本一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本31（Ⅱ－1108）	大津市坂本一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本32（Ⅱ－1109）	大津市坂本一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本27（Ⅱ－1979）	大津市坂本一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本33（Ⅱ－1981）	大津市坂本一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本06（Ⅲ－1318）	大津市坂本八丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本12（Ⅲ－1319）	大津市坂本六丁目、坂本八丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

坂本13（Ⅲ－1320）	大津市坂本七丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本14（Ⅲ－1321）	大津市坂本五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本23（Ⅲ－1323）	大津市坂本本町、坂本四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本24（Ⅲ－1324）	大津市坂本四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本29（Ⅲ－1325）	大津市坂本一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
仰木の里②（Ⅰ－1767）	大津市仰木の里五丁目、仰木六丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北大路（Ⅰ－1853）	大津市北大路三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
苗鹿－7（Ⅰ－1978）	大津市苗鹿二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第151号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年3月25日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
芹川支流（2202029）	彦根市男鬼町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
芹川支流（2202030）	彦根市男鬼町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
芹川支流（3202057）	彦根市男鬼町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
中山川支流（1202010）	彦根市中山町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
中山川支流（1202090）	彦根市中山町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、湖東土木事務所および彦根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第152号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年3月25日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
小中（Ⅰ－4831）	近江八幡市安土町小中、上出、中屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、東近江土木事務所および近江八幡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第153号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年3月25日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区域の表示	土砂災害の発生原因	衝撃に関する
-----------	-------------	-------	-----------	--------

			となる自然現象の種類	事 項
高島④ (I-8561)	高島市高島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高島⑤ (I-8562)	高島市高島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒谷① (I-8563)	高島市黒谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒谷② (I-8564)	高島市黒谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒谷③ (I-8565)	高島市黒谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒谷④ (I-8566)	高島市黒谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、高島土木事務所および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第154号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年3月25日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事 項
和南川支流(1401035)	東近江市和南町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
宮川①(II-4710)	東近江市宮川町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、東近江土木事務所および東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第155号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年3月25日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事 項
団子殿川(1463001)	米原市梅ヶ原	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
梅ヶ原①(I-6032)	米原市梅ヶ原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梅ヶ原②(I-6033)	米原市梅ヶ原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、長浜土木事務所および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第156号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年3月25日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事 項
中在寺(II-4772)	蒲生郡日野町中在寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、東近江土木事務所および日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成23年 3 月25日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）バロー守山店 守山市浮気町字中ノ町300番10ほか11筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成23年11月10日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,045平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 97台
- 7 駐輪場の収容台数 62台
- 8 荷さばき施設の面積 217平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 48.8立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から21時30分まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から22時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 14 届出年月日 平成23年 3 月 9 日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
 滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
 滋賀県南部環境・総合事務所総務課 草津市草津3-14-75
 守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身2-5-22
 栗東市環境経済部商工労政課 栗東市安養寺1-13-33
 - (2) 縦覧期間 平成23年 3 月25日から平成23年 7 月25日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成23年 7 月25日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第6号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成23年 3 月25日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 瀬 戸 昌 子

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
びわこ介護ユアナス株式	東近江市五個荘五位田町	びわこ介護ユアナス株式会社	大津市中央一丁目5番10号	通所介護 介護予防通	平成23. 3. 1	2570500740

会社介護ステーション円寿	592番地	代表取締役 近藤厚彦	滋賀ファイナンスビル3階	所介護		
レイクケア訪問介護	東近江市綺田町本木463番地	株式会社レイクケア代表取締役 芝一人	近江八幡市丸の内町4番地50	訪問介護 介護予防訪問介護	平成23. 3. 1	2570500757

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第7号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成23年3月25日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 瀬戸昌子

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
レイクケア訪問介護竜王事業所	蒲生郡竜王町山之上5147番地6	株式会社レイクケア代表取締役 芝一人	近江八幡市丸の内町4番地50	訪問介護 介護予防訪問介護	2571500301	平成23. 2. 28

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第8号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。

平成23年3月25日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 瀬戸昌子

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	指定年月日	介護保険事業所番号
びわこ介護ユアナース株式会社五個荘営業所	東近江市五個荘五位田町592番地	びわこ介護ユアナース株式会社代表取締役 近藤厚彦	大津市中央一丁目5番10号滋賀ファイナンスビル3階	平成23. 3. 1	2570500740

教育委員会教育長告示

滋賀県教育委員会教育長告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

平成23年3月25日

滋賀県教育委員会教育長 末松史彦

- 1 施設の名称 滋賀県立栗東体育館
- 2 指定管理者 大津市御陵町4番1号 財団法人滋賀県体育協会 会長 國松善次
- 3 指定の日 平成23年3月14日
- 4 指定の期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

滋賀県教育委員会教育長告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

平成23年3月25日

滋賀県教育委員会教育長 末松史彦

- 1 施設の名称 滋賀県立虎御前山教育キャンプ場
- 2 指定管理者 長浜市高田町12番34号 長浜市 市長 藤井勇治

- 3 指定の日 平成23年 3 月14日
4 指定の期間 平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

滋賀県教育委員会教育長告示第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
平成23年 3 月25日

滋賀県教育委員会教育長 末 松 史 彦

- 1 施設の名称 滋賀県立比良山岳センター
2 指定管理者 大津市木戸130番地の 3 志賀商工会 会長 澤井達
3 指定の日 平成23年 3 月14日
4 指定の期間 平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

滋賀県教育委員会教育長告示第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
平成23年 3 月25日

滋賀県教育委員会教育長 末 松 史 彦

- 1 施設の名称 滋賀県立ライフル射撃場
2 指定管理者 高島市安曇川町青柳855番地 6 特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会 会長 志村市郎
3 指定の日 平成23年 3 月14日
4 指定の期間 平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

滋賀県教育委員会教育長告示第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
平成23年 3 月25日

滋賀県教育委員会教育長 末 松 史 彦

- 1 施設の名称 滋賀県立伊吹運動場
2 指定管理者 長浜市春照77番地の 2 財団法人伊吹山麓青少年育成事業団 理事長 稲村邦夫
3 指定の日 平成23年 3 月14日
4 指定の期間 平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

滋賀県教育委員会教育長告示第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
平成23年 3 月25日

滋賀県教育委員会教育長 末 松 史 彦

- 1 施設の名称 滋賀県立柳が崎ヨットハーバー
2 指定管理者 大津市御陵町 4 番 1 号 ＳＳグループ 代表者 財団法人滋賀県体育協会 会長 國松善次
3 指定の日 平成23年 3 月14日
4 指定の期間 平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

病 院 事 業 庁 公 告

平成22年度賀県医師採用選考実施公告

平成22年度滋賀県医師採用選考を次のとおり行います。
平成23年 3 月25日

滋賀県病院事業庁長 谷 口 日 出 夫

1 選考区分および採用予定人員

選 考 区 分	採用 予 定 人 員
医師（緩和ケア科）	1 名
医師（小児科※）	2 名

※小児神経専門

2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。

選 考 区 分	受 験 資 格
医師（緩和ケア科）	医師免許を有する者で、採用時における年齢が45歳以下であるもの。 緩和ケア科の勤務経験は、問わない（当センターで研修を実施します。）。
医師（小児科）	日本小児神経学会が認定する小児神経専門医を有する者またはそれと同様の臨床経験を有する者であって、採用日における年齢が45歳以下であるもの

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません（全選考区分共通）。

ア 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期

選 考 区 分	採 用 の 時 期
医師（緩和ケア科）	平成23年7月1日以降予定（相談に応じます。）
医師（小児科）	平成23年7月1日以降予定（相談に応じます。）

(2) 勤務先

選 考 区 分	勤 務 先
医師（緩和ケア科）	滋賀県立成人病センター（緩和ケア科）
医師（小児科）	滋賀県立小児保健医療センター（小児科）

(3) 給与等

ア 給料は、滋賀県病院事業庁に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）等により経歴を勘案の上決定します。

なお、医師免許取得後の応募資格を満たす実務経験の年数に応じた給与月額は、概ね次のとおりです。

選 考 区 分	給 与 月 額（実 務 経 験 の 年 数）
医師（緩和ケア科）	711,000 円～878,000 円（経験5年～15年） ※ 給与月額には、地域手当および初任給調整手当を含みます。
医師（小児科）	728,000 円～887,000 円（経験6年～21年） ※ 給与月額には、地域手当および初任給調整手当を含みます。

その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。

これらの金額等は平成22年4月1日現在のものであり、改定される場合があります。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 選考の日時および場所

(1) 日時 応募者に対して随時行いますので、下記の問い合わせ先へお尋ねください。

(2) 場所

選 考 区 分	選 考 実 施 場 所
医師（緩和ケア科）	滋賀県立成人病センター会議室（守山市守山五丁目4-30）
医師（小児科）	滋賀県立小児保健医療センター会議室（守山市守山五丁目7-30）

5 選考の方法および結果発表

(1) 方法 次の方法により行います。

ア 面接試験 医師としての知識、技能および公務遂行能力ならびに人物についての個別面接による口述試験を行います。

イ 書類審査 必要な書類に基づいて審査します。

(2) 結果発表 原則として、選考の実施後14日以内に通知します。

6 受験手続および受付期間

(1) 受験手続 下記の書類を病院事業庁経営管理課に提出してください。郵送の場合は、封筒の表に赤字で「医師

受験」と書いて、特定記録または簡易書留により送付してください。

出願票を受理した場合は、受付票を交付します。郵送で受け付けた場合は、受付票を郵送します。

提出時期	提出書類	備 考
受付時	出願票 1 通	
	未使用の郵便はがき 1 枚	受付票として返送します。表面に宛先を明記してください。郵送で申し込む場合のみ必要です。
	履歴書 1 通	所定の用紙に最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	業績目録・抱負 1 通	所定の用紙に書ききれない場合は、任意の様式に記載してください。
選考当日	医師免許証原本とコピー 1 部	確認後、原本は返却します。
	受付票	受験番号は、選考当日に指定します。

- (2) 出願票等の交付 所定の用紙は、滋賀県病院事業庁経営管理課（滋賀県立成人病センター内）で交付します。郵送を希望される場合は、下記の問い合わせ先まで電話で請求するか、郵便はがきの裏面に「滋賀県医師採用選考受験願書請求」と書き、住所、氏名および選考区分を明記して、滋賀県病院事業庁経営管理課宛て請求してください。

滋賀県のホームページからダウンロードした用紙を使うこともできます。

<http://www.pref.shiga.jp/n/byouin/boshu.html>

- (3) 受付期間

選 考 区 分	受 付 期 間
医師（緩和ケア科）	平成23年3月25日（金）から平成23年6月15日（水）まで（消印有効） 持参の場合は、8時30分から17時15分まで受け付けます（土曜、日曜および祝日を除く。）。
医師（小児科）	平成23年3月25日（金）から平成23年6月15日（水）まで（消印有効） 持参の場合は、8時30分から17時15分まで受け付けます（土曜、日曜および祝日を除く。）。

7 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。
- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

8 問い合わせ先 滋賀県病院事業庁経営管理課 守山市守山五丁目 4 番30号 電話 077-582-5852

